

資料4

財産処分について

東海北陸厚生局健康福祉部健康福祉課

I 基本的考え方

(補助金と財産処分の概要)

補助金とは？

補助金とは、国が国以外の者の行う事務や事業に対して交付されるもので、その交付に対しての反対給付を求めないもの。

反対給付がない = お金(補助金)をもらうだけ



もらうだけなら、

- ・目的外の用途で使っても良いの？
- ・もらえるなら、必要以上に申請してもいいの？
- ・勝手に売ったり(売買)、あげたり(譲渡)してもいいの？
- ・貸したり(賃貸)、担保に入れたりしていいの？

事業者が、目的外で使用したり、無駄な使い方をしたりはできません。
(勝手なことはできません。)

それは

補助金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるもの

だから

補助金の交付対象となる事業は、あくまでも、直接又は間接的に
国の施策目的に合致したものに限られる

同時に

その使用については、法令及び予算の定めるところにより、
公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないからです。

交付された補助金等が公正かつ適正に使用されるように、何をしているの？

国は、
交付された補助金等が公正かつ適正に使用されるように、**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)**を定め、それ以外に各補助金等ごとに**交付要綱**を定め、補助金等によって取得した**財産の処分について制限**しています。

財産の処分の制限とは？

1. 事前の承認が必要

国庫補助事業で取得した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適化法」という。）」第22条に、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産は、承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。」と規定されており、その財産の処分を制限している。

2. 違反したら？

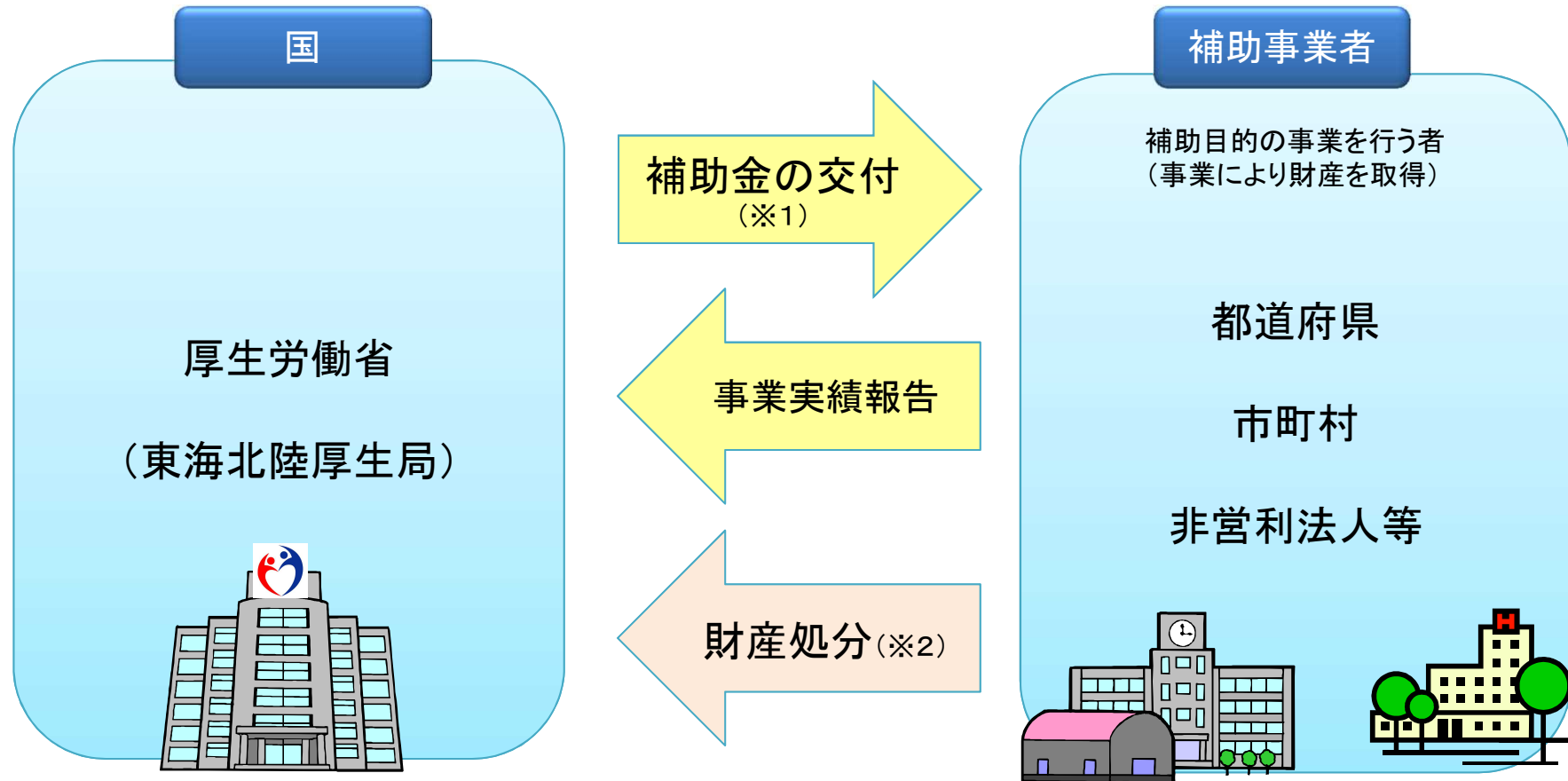
財産処分は事前の承認を必要としており、承認を受けずに処分を行った場合は、適化法第17条に「補助金等の他の用途への使用、交付決定の条件に違反した時等の場合は、交付決定の取り消し、補助金等の返還を行う。」と規定されており、交付された補助金等の返還等の厳しい処分がある。

交付された補助金等で取得した財産を処分するような事例が生じたら、どうすればいいの？

早めに、
東海北陸厚生局にご相談ください。

Ⅱ 補助事業の事務

補助事業の流れ(直接補助の場合)



※1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定に基づき交付決定、第8条の規定に基づき決定の通知

※2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき申請

補助金適正化法の規定（直接補助）

第22条

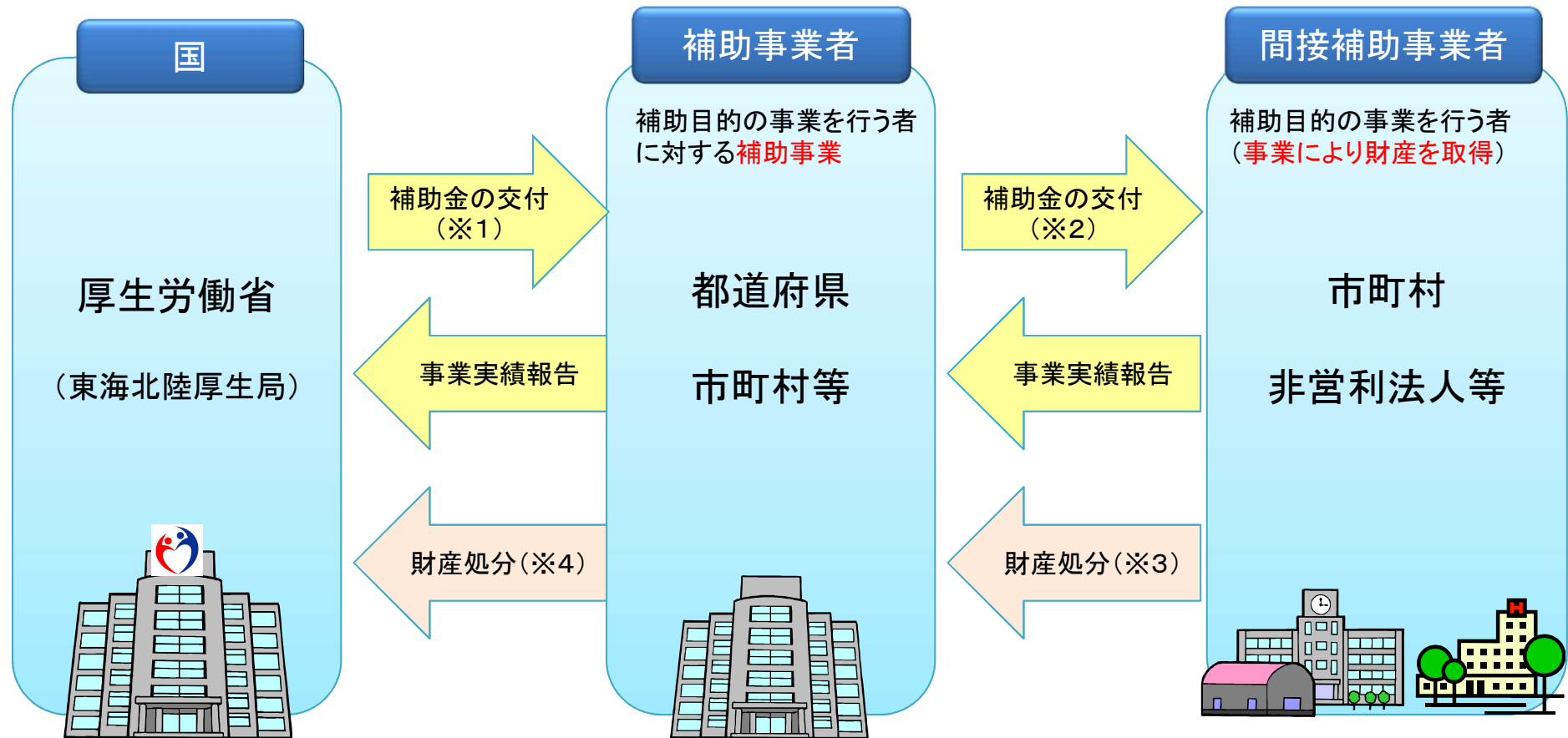
補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、**各省各庁の長の承認を受けないで**、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。



法律の規定を受けて、交付要綱で

事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、**厚生労働大臣等の承認を受けないで**、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

補助事業の流れ(間接補助の場合)



※1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定に基づき交付決定、第8条の規定に基づき決定の通知

※2 各県等補助金等交付規則の規定に基づき交付決定、決定の通知

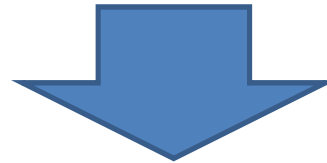
※3 各県等補助金等交付規則の規定に基づき申請

※4 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第3項の規定により付した条件に基づき申請

補助金適正化法の規定（**間接補助**）

第7条第3項

前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため**必要な条件を附する**ことを妨げるものではない。



法律の規定を受けて、交付要綱で

- 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、**次の条件**を付さなければならない。
- 都道府県が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、**次の条件**を付さなければならない。
- 市町村が民間事業者が実施する事業に対しこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、**次の条件**を付さなければならない。

交付要綱の「次の条件」とは・・・？

財産処分に限っていえば・・・

厚生労働省の交付要綱に記載してある、

『〇〇により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。』

これが、「適正化法第7条第3項の規定により附した条件」です。

具体的には・・・

事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、・・・については、補助金等に係る・・・厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないで・・・してはならない。(地域介護の場合は、下線部が「市町村長の承認を受けないで」となる)

・・・となります。

都道府県・指定都市・中核市若しくは市町村の補助金交付要綱の「**交付の条件**」として、この内容を交付要綱に必ず書いてください。

間接補助事業者に対し、手続きの周知をお願いします！

忘れられやすい「交付の条件」

財産処分以外で忘れられやすい「**交付の条件**」は次のようなものがあります。
それぞれの交付要綱で確認してください。

(例) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、**一般競争入札に付する**など都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。



交付の条件を守らなかったことが実績報告書で判明し、結果的に補助金が交付されなかった事例がありますので、間接補助事業者に対し交付要綱を熟読させるとともに、間接補助事業者が作成した実績報告書については十分な審査をお願いします。

補助金適正化法

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、**補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。**

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その**返還を命じなければならない。**

Ⅲ 財産処分の事務

(財産処分の考え方)

承認申請が必要な補助財産の種類

1. 承認申請が必要な補助金等

東海北陸厚生局に承認申請をしていただく必要のある補助金等は、次のとおりになります。

【健康福祉部健康福祉課】

1. 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
(旧 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金)
2. 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
(旧 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金)
3. 保育所等整備交付金
4. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
5. 地域介護・福祉空間整備推進交付金
6. 次世代育成支援対策施設整備交付金
7. 地域自主戦略交付金(平成24年度のみ)
8. 原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金(適正化法の対象外)

※社会福祉施設等施設整備資金貸付金及び保健衛生施設等施設整備貸付金や基金などは、厚生労働本省へ申請して下さい。

2. 承認申請の対象

前述の補助金等により取得したもののうち、次に該当するものが財産処分の承認申請対象になります。

- 1 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物
- 2 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(※)の機械及び器具

※ 次に該当する場合は、価格が単価30万円以上になります。
次世代育成支援対策施設整備交付金により、社会福祉法人等が事業を実施した場合

それはどこに書いてあるの…？

交付要綱に書いてあります。
詳細は、必ず交付要綱を見てください。

補助財産の処分制限期間①

第22条

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、**各省各庁の長の承認を受けないで**、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

財産処分は全て事前の承認
が必要なの…？



厚生労働大臣が別に定める『**処分制限期間**』を経過するまでは必要になります。

補助財産の処分制限期間一②

補助事業等により取得した不動産や機械器具は、補助金等の交付の目的やその財産の耐用年数を勘案して、厚生労働大臣が勝手に処分してはいけない期間を定めており、この勝手に処分してはいけない期間を「**処分制限期間**」といいます。

厚生労働省告示第384号(平成20年7月11日)

「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」

「処分制限期間」を経過するまでは、厚生労働大臣等の承認を受けずに処分することができません。

だから

補助目的の事業の経過年数が「**処分制限期間**」を満たしていなければ、補助財産を処分する場合には**厚生労働大臣等の事前の承認が必要**です。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

(平成二十年七月十一日)

(厚生労働省告示第三百八十四号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令……別表のとおりとする。

- ・
- ・
- ・

別表

| 補助金等の名称 | 種類 | 構造又は用途 | 細目 | 処分制限期間 |
|-------------------------------|----|---------------------------|-----------------------------|--------|
| ……補助金 ……補助金 ・ ・ ・ | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 五〇年 |
| | | | 住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用、又は体育館用のもの | 四七年 |
| | | | 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | 四一年 |
| | | | 店舗用のもの | 三九年 |
| | | | 病院用のもの | 三九年 |
| | | | …………… | …………… |

承認手続きの特例（包括承認事項）①

厚生労働省では、財産処分承認基準を定めるにあたり、各部局で承認基準の特例を定めています。

東海北陸厚生局長に事務委任されている補助金等に係る承認基準の特例は、以下のとおりです。

- 雇用均等・児童家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例
- 社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例
- 老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

特例に掲げる財産処分に該当したら？

各部局で定める特例に定める財産処分については、承認手続きの特例（包括承認事項）として取り扱うこととしています。

承認手続きの特例(包括承認事項)②

- 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く。)


- ① 経過年数が10年以上である施設又は設備について行う財産処分
- ② (略)

上に掲げた財産処分であって、財産処分報告書(承認基準で定めた様式2)により東海北陸厚生局長への報告があったものについては、申請手続の原則にかかわらず、東海北陸厚生局長の承認があったものとして取り扱うものとします。

(※ **重要なポイント参照**)

財産処分完了報告書(承認基準で定めた様式3)の提出は要しません。

- **災害若しくは火災により**使用できなくなった施設又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄



「立地上若しくは構造上危険な状態にある」とは、**災害若しくは火災によるもの**であり、ただ単に建物が古くなって構造上危険な建物の場合は、これに該当しませんので、注意してください。

国庫納付に関する承認の基準

補助目的の事業実施主体が**地方公共団体であるかどうかによって、基準が違います**ので、注意してください。

I. 地方公共団体が行う財産処分

1. 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、財産処分納付金の国庫納付に関する条件を付さずに承認します。

- ① 包括承認事項
- ② 経過年数が10年未満である施設等の財産処分で次に該当するもの
ア (略)
イ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付
ウ 道路の拡張整備等の設置者の責任ではない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得て、代替施設を整備する場合）
エ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

2. 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等

Ⅱ. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

1. 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、財産処分納付金の国庫納付に関する条件を付さずに承認します。

- ① 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）
- ② 経過年数が10年以上である施設等の財産処分で次に該当するもの
 - ア 転用、無償譲渡、無償貸付の後に、承認基準別表に掲げる事業を行う場合
 - イ 交換により得た施設等において、承認基準別表に掲げる事業を行う場合
 - ウ 承認基準別表に掲げる事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等が必要な場合（建て替えの場合等）
 - エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付
- ③ （略）
- ④ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付
- ⑤ 次に該当する取壊し等
 - ア 道路の拡張等の設置者の責任ではない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得て、代替施設を整備する場合）
 - イ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等
- ⑥ 各部局で定める承認基準の特例適用（経過年数が10年未満の施設の一部転用で、転用後の用途が特例の別表に掲げる施設であり、当該事業に係る社会資源が充足している場合）

2. 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等

承認基準別表

地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業

| 国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 (各事業には施設を含む。) | 備考 (担当部局) |
|--|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●医療法(昭和23年法律第205号)に規定する事業(病院、診療所、医療安全支援センター等) <li style="text-align: center;">・ <li style="text-align: center;">・ <li style="text-align: center;">・ | 医政局 ・ ・ ・ |
| <ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する事業(障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等) | 障害保健福祉部 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する事業(老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム) | 老健局 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する事業(居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業等) | 老健局 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定する高齢者有料賃貸住宅 | |

3. 再処分に関する条件を付す場合

- ① 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合（取り壊し、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合を除く）には、再処分に関する条件を付します。

再処分に関する条件とは・・・

当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満の場合はその期間）を経過するまでは、東海北陸厚生局長の承認を受けないでその施設等の処分を行ってはいけません。

- ② 再処分に関する条件を付された者が行う財産処分については、承認基準に基づいて承認します。

この場合、財産処分前に補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間が経過年数となります。

譲渡により所有者に変更があった場合、財産処分後の所有者が再処分に関する申請手続を行います。

★誰に再処分に関する条件を付すの？

通常は、事業実施主体に対し条件を付しますが、**無償譲渡の場合は、「譲り受ける人」に対して再処分に関する条件を付します。**

Ⅲ. 担保に供する処分(抵当権の設定)

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を納付することを条件として承認します。

- 補助財産を取得する際に行われるもの。
- 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの。

抵当権の実行とは？

債権が返済されない場合に、金融機関等の債権者が担保である不動産を強制的に売却するための手続きを取ることを「抵当権を実行する」と言います。

抵当権の実行は、抵当権の対象不動産の所在地を管轄する地方裁判所に、抵当権に基づく競売（担保不動産競売）を申し立てることで開始します。

（地方裁判所が担保不動産競売開始決定をします。）

重要なポイント



地方公共団体が補助事業によって取得した財産(施設、設備)を、継続して10年以上使用した後に、その財産を無償譲渡する場合、包括承認事項にあたるので、国への財産処分報告をすることによって、財産処分の手続は終了したことになります。(処分後の完了報告も必要ありません。)

この場合、当該財産を譲り受けた者(財産処分後の使用者)に再処分の条件を課さないため、譲り受けた者が当該財産を再処分をする場合に、国に対する申請・報告の義務は生じません。

つまり、譲り受けた者が、有償、無償を問わず、当該財産を処分しても問題ないということになりますので、当然に再処分に係る返還金等の問題も生じません。

財産処分承認申請の手続き(まとめ)



1 補助事業者が財産処分を行う場合

事前に、

東海北陸厚生局長に財産処分承認申請書(承認基準で定めた様式1)を提出することにより、申請手続きを行ってください。



2 間接補助事業者が財産処分を行う場合

事前に、

- ① 間接補助事業者から補助事業者に対し、財産処分の承認申請を行い、
- ② 申請を受けた補助事業者は、東海北陸厚生局長に財産処分承認申請書(承認基準で定めた様式1)を提出することにより、申請手続きを行ってください。



3 東海北陸厚生局長の承認を受けて財産処分を完了した場合

完了から1か月以内に東海北陸厚生局長に財産処分が完了した旨の**報告を行ってください。**(承認基準で定めた様式3)

IV 財産処分の事務

(具体的な事例と留意点)

財産処分の具体例①—【転用】

補助財産を、**補助金等の『交付の目的以外で使用』**すること。

(注) 模様替えに関する照会をいただきますが、模様替えは補助目的以外の使用ではありません。ただし、施設そのものを規定する法律に基づく手続きは必要ですので、詳細は都道府県等にお尋ねください。

<財産処分承認申請時の必要書類>

- ・建物の現況平面図
- ・建物の現況写真
- ・転用後の施設の利用計画及び建物平面図(案)
- ・補助金交付決定通知、確定通知及び実績報告書 など

<地方公共団体が行う財産処分について>

上記以外の添付書類として。

- ・転用前の施設の設置条例の改正(又は条例廃止)の案
- ・転用後の施設の設置条例(又は条例改正)の案

財産処分の具体例②—【譲渡】

補助財産の『所有者』が替わること。

(注) NPO法人から社会福祉法人となった場合も含まれます。

＜財産処分承認申請時の必要書類＞

- ・現況平面図(設備の場合は不要)
- ・現況写真
- ・譲渡契約書(案)
- ・補助金交付決定通知、確定通知及び実績報告書 など

＜地方公共団体が行う財産処分について＞

上記以外の添付書類として、

- ・譲渡する施設の設置条例の改正(又は条例廃止)の案
- ・行財政改革大綱など
- ・譲渡先を募集する際の募集要項 など

※ 補助財産を下取りに出して(交換契約)同種の機械器具を購入する場合は、補助財産の有償譲渡になります

財産処分の具体例③ー【貸付】

補助財産の『使用者』が替わること。

<財産処分承認申請時の必要書類>

- ・現況平面図(設備の場合は不要)
- ・現況写真
- ・貸付契約書(案)
- ・補助金交付決定通知、確定通知及び実績報告書 など

<地方公共団体が行う財産処分について>

上記以外の添付書類として、

- ・貸し付ける施設の設置条例の改正(又は条例廃止)の案
- ・行財政改革大綱など
- ・貸付先を募集する際の募集要項 など

譲渡又は貸付の際の留意事項



1. 有償譲渡・有償貸付の場合

- ・譲渡額(貸付額)の算出根拠となる資料を添付してください。
- ・契約書(案)には、譲渡額又は貸付額を記載してください。



2. 無償譲渡・無償貸付の場合

- ・契約書(案)には、無償である旨を記載してください。



3. その他、契約書(案)の記載事項

- ・使用目的を必ず記載してください。
- ・善良なる管理者の注意義務に関する規定を記載してください。
- ・期限を定めずに貸し付ける場合は、貸付期間の自動更新に関する規定を必ず記載してください。

財産処分の具体例④—【**抵当権**】

補助財産を、**担保に供すること**。

(注) 抵当権には、普通の抵当権と根抵当権の2種類がありますが、補助財産を担保に供する場合に設定できる抵当権は、**普通の抵当権に限り**ます。

(ア) 補助財産を取得するために行われるもの
(補助事業完了後に取得する不動産に対する抵当権の設定)

補助財産を取得するための抵当権の設定は、**平成20年度以降**については、補助金の交付申請書にその旨を記載することにより、交付決定を通知する際に抵当権の設定の承認も行います。

※平成19年度以前については、通常の財産処分承認申請と同様に申請を行う必要がありました

参考

抵当権設定が交付決定と同時に認められる例

東海厚発 第 号
平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付決定及び財産処分承認通知書

県・指定都市・中核市名

平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成24年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、~~次のとおり交付することと決定したので、同法第9条の規定により通知する。~~

なお、同日同号で申請のあった（ ）に係る財産処分（抵当権設定）については、適正化法第7条第3項の規定により付した条件に基づき、承認したので通知する。

また、承認にあたっては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日付社授発第0417001号社会・授護局長通知）別添1に定める財産処分完了報告及び財産処分納付金の条件を付すこととする。

平成 年 月 日

東海北陸厚生局長

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成17年10月5日厚生労働省発社授第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第2の2に定める社会福祉法人等が設置する別紙記載の施設の整備費に対し、都道府県（指定都市・中核市）が行う補助であり、その内容は平成 年 月 日 第 号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更される時は、別に通知するところによるものとする。
事業に要する経費 金 _____ 円
補助金の額 金 _____ 円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別紙のとおりである。
- 4 補助金の額の確定は、交付要綱の第2の6に定める交付額の算出方法により行うものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の第2の8に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第2の13に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

※ 左の例のように、交付決定通知と同時に財産処分（抵当権の設定）が認められる場合があります。これは、補助金の交付申請の際に、抵当権設定の必要性について同時に申請があった場合のみ、認められているものです。

なお、同日同号で申請のあった【社会福祉施設等】に係る財産処分（抵当権設定）については、適正化法第7条第3項の規定により付した条件に基づき、承認したので通知する。

(イ)補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ、事業の継続ができないと認めるもので、返済の見込みがあるもの

根抵当権は、不特定の債権を限度額の範囲内で担保するために不動産上に設定された担保物件です。債権が特定されていないため補助目的の事業とは無関係の債権を担保することも考えられますし、限度額の範囲内で継続的な借入と返済が行われるため、承認申請時に「返済の見込みがある」とは判断することはできません。

＜財産処分承認申請時の添付書類＞

- ・ 抵当権を設定する建物が明示された建物配置図
- ・ 補助金交付決定通知、確定通知及び実績報告書
- ・ 資金借入申込書(写)
- ・ 借入の担保として提供する不動産の一覧表
- ・ 償還計画及び資金計画

抵当権の設定の申請が忘れられるのは何故？

- 社会福祉法人が抵当権を設定する場合に、事前の申請が忘れられる理由としては、次のようなものがあります。

理由①: 承認申請の手続きが必要なことを知らなかった。

理由②: ○○県からは何も言われなかった。(法人)

理由③: 社会福祉法人 定款準則に「承認は必要としない」と定められている。
(県・指定都市・中核市)

※ 理由③については、本当にそれでいいですか？

社会福祉法人定款準則では、社会福祉法人の基本財産の処分について、原則、「所轄庁」の承認が必要としており、例外として「必要ない」と定めている内容は以下のとおり。

1. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
2. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合

しかし、これは **社会福祉法等に基づくもの**



補助金適正化法に基づく財産処分の手続きは、『別途必要』

担保提供の承認に対する留意点



① 担保提供の目的の妥当性

担保を提供する法人とは関係のない別の法人の債務の担保に供するなど、補助目的の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならない。



② 担保提供の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、担保提供する財産以外に処分できる財産がない等の理由により、補助財産の担保提供以外に適当な資金調達の手段がないこと。



③ 担保提供方法の妥当性

担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人の事業収入の状況から判断して、償還期間中に法人の事業運営に支障がないと認められること。

財産処分の具体例⑤-【取壊し・廃棄】

【取壊し・廃棄】

補助財産(不動産)の使用を止めて、**取り壊す**こと。
補助財産(機械器具)の使用を止めて、**廃棄する**こと。

<財産処分承認申請時の添付書類>

- ・現況平面図(設備を廃棄する場合は不要)
- ・現況写真
- ・補助金交付決定通知、確定通知及び実績報告書
- ・老朽化により取り壊す(廃棄する)場合は、老朽化の事実がわかる資料
(例)老朽度調査表、定期点検表、老朽部分の写真 など
- ・移転改築の場合は、新旧の位置がわかる地図等
- ・代替施設(設備)を整備する場合は、その資金に関する資料 など

<地方公共団体が行う財産処分について>

- 上記以外の添付資料として、
- ・取り壊す施設の設置条例の改正(又は条例廃止)の案 など

財産処分完了報告書

財産処分が完了した場合、財産処分完了報告書(承認基準で定める様式3)を提出する必要がありますが、その添付書類を例示します。

【転用】

- ・転用後の建物平面図及び写真
- ・転用することにより地方自治体に届出等をした書類の写し
(例)転用前の事業の廃止届、転用後の事業の指定書等の写し

【譲渡】

- ・不動産(動産)譲与契約書の写し(無償譲渡の場合)
- ・不動産(動産)売買契約書の写し(有償譲渡の場合)
- ・所有権の移転が確認できるもの(建物の登記簿 等)

【貸付】

- ・不動産(動産)貸付契約書の写し(無償貸付の場合)
- ・不動産(動産)賃貸借契約書の写し(有償貸付の場合)

【取壊し】

- ・取壊し前・途中・後の写真
- ・工事請負契約書の写し(取壊し工事を含むもの)
- ・取壊し(閉鎖)の事実が確認できるもの(建物の登記簿 等)

【廃棄】

- ・廃棄した動産の写真
- ・廃棄の過程がわかるもの
(契約書の写し、廃棄中の写真、業者の引き取り書の写し 等)

【抵当権の設定】

- ・抵当権が設定された不動産の登記簿

※ これらは、あくまでも例示であり、個別の事例ごとに添付書類は異なりますので、詳しくは、東海北陸厚生局までお問い合わせください。

個別参考事例について

東海北陸厚生局に提出される申請書等で、特に頻度の多いものについて、以下の3例を説明します。

- <ケース①> 平成10年度の社会福祉施設等整備費国庫負担(補助)金で取得した養護老人ホームを取り壊し、ユニット型の特別養護老人ホームを立て替えにより建設する場合
- <ケース②> 平成19年度の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で取得した小規模多機能型居宅介護用の施設を有限会社が社会福祉法人に有償譲渡する場合
- <ケース③> 昭和63年度の社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金で取得した保育所を市が社会福祉法人に無償譲渡する場合

ケース① (建て替えによる取壊し)

| | |
|-----------|--|
| 平成10年度 | 社会福祉施設等整備費国庫負担(補助)金 (厚生大臣 → ○○県 → 社会福祉法人A会) |
| | 国庫負担(補助)額 30,000,000円 |
| | 県の補助額 15,000,000円 |
| | 総事業費 500,000,000円 |
| 施設名 | 養護老人ホームこうせいきよく |
| 所在地 | ○○県○○市○○町△丁目△番△号 |
| 施設種別 | 養護老人ホーム(定員100名) |
| 建物構造 | 鉄骨造り(骨格材の肉厚4mm超) |
| 建物延面積 | 3,000m ² |
| 処分の内容 | ユニット型の特別養護老人ホームに建て替え(取り壊し) |
| 補助事業開始年月日 | 平成11年04月01日 |
| 財産処分予定年月日 | 平成22年10月01日 |

ケース① (建て替えによる取壊し)

2 処分の概要

| | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|--------------------|------------------|------------|-------|
| ①補助事業者 | ②関節補助事業者 (間接補助の場合のみ) | ③施設名 | ④所在地 | | |
| 〇〇県 | 社会福祉法人A会 | 養護老人ホーム こうせいきよく | 〇〇県〇〇市〇〇町△丁目△番△号 | | |
| ⑤施設(設備)種別 | ⑥建物構造 | ⑦処分に係る建物延面積 | ⑧建物延面積の全体 | ⑨定員 | |
| 養護老人ホーム | 鉄骨造 (骨格材の肉厚4mm超) | 3000㎡ | 3000㎡ | 100名 | |
| ⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額) | ⑪国庫補助全体額 | ⑫総事業費 | ⑬国庫補助年度 | ⑭処分制限期間 | ⑮経過年数 |
| 30,000,000円 | 30,000,000円 | 500,000,000円 | 平成10年度 | 34年 | 11年 |
| ⑯処分の内容 | | | | ⑰処分予定年月日 | |
| ユニット型の特別養護老人ホームに建て替える | | | | 平成22年10月1日 | |
| ⑱譲渡予定額 (譲渡の場合) | ⑲評価額 | ⑳評価額の算出方法(いずれかに○) | | | |
| 円 | 円 | 定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額 | | | |

ケース① (建て替えによる取壊し)

このケースは、平成10年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金の交付を受けて整備した養護老人ホームを、ユニット型の特別養護老人ホームに建て替えるため、補助金を受けた養護老人ホームを**取り壊す**申請です。

※注意しなければならない点

- ① 補助事業者等: ○○県が補助事業者で、社会福祉法人A会が間接補助事業者です。
- ② 建物構造 : 鉄骨造の場合、その**骨格材の肉厚により処分制限期間が異なります**ので、鉄骨造の建物を処分する場合は、その**骨格材の肉厚まで確認して下さい**。
- ③ 国庫補助額等: 社会福祉施設等施設整備費は、社会福祉施設設備整備費とセットで交付される場合が多々あります。財産処分承認申請の際、国庫補助額や総事業費について、施設整備費と設備整備費が合算し記載されるケースが見られますが、**施設の処分の場合、施設のみ为国庫補助額や総事業費を記載するようにしてください**。
- ④ 処分制限期間: 鉄骨造(骨格材肉厚4mm超)の養護老人ホーム、34年のケースです。
- ⑤ 経過年数 : 補助目的の事業を開始してから取り壊しを始める日の前日までが経過年数です。平成11年4月1日に開始し、平成22年10月1日に取り壊しを始めますので、**1年未満の月数は切り捨てて**、経過年数は11年になります。
- ⑥ 経緯及び処分の理由: このケースは、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の2(1)②ウにより承認されるものですので、この事業に係る**社会福祉資源がその地域において充足していることが前提**です。また、**建て替えに係る財源についても明記してください**。

ケース①（建て替えによる取壊し）

＜添付書類＞

様式1の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- (1) 対象施設の平面図、写真を添付してください。
- (2) この事例は、間接補助事業ですので、**社会福祉法人A会が〇〇県に提出した財産処分の承認申請書の写し**を添付してください。
- (3) 施設の種別、建物の構造、延べ面積、定員は、県が国に提出した事業実績報告書に記載されています。確認できない場合は、次の書類を添付してください。
建物の構造：建物の登記簿など、構造がわかるもの
建物延面積： 同上
定員：パンフレットなど
- (4) 国庫補助額、総事業費に関する書類については、間接補助の場合、交付決定通知書（国→県）や確定通知書（国→県）から財産処分対象の施設を特定することは困難な場合があります。**県が国に提出した事業実績報告書が添付資料として最も適してますが**、この書類が添付できない場合は、国庫補助額や総事業費が特定できる資料を添付して下さい。
- (5) 県や市の単独補助事業で立て替えを行う場合は、**その補助金に係る内示通知書や交付決定通知書も添付**してください。

ケース②（有償譲渡）

| | |
|-----------|--|
| 平成19年度 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 （東海北陸厚生局長 → ○○市 → (有)C開発） 国庫負担(補助)額 15,000,000円 県の補助額 (15,000,000円) 総事業費 25,000,000円 |
| 施設名 | 小規模多機能居宅介護「こうせいきよく」 |
| 所在地 | ○○県○○市○○町△丁目△番△号 |
| 施設種別 | 小規模多機能型居宅介護(定員20名) |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造り(既存の建物を改修) |
| 建物延面積 | 260㎡ |
| 処分の内容 | 社会福祉法人D福祉会に2000万円で譲渡(有償譲渡) (同一事業を10年以上継続) |
| 補助事業開始年月日 | 平成20年02月01日 |
| 財産処分予定年月日 | 平成23年02月01日 |

ケース②（有償譲渡）

2 処分の概要

| ①補助事業者 | ②関節補助事業者 (間接補助の場合のみ) | ③施設名 | ④所在地 | | |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|-----------|-------|
| 〇〇市 | (有) C 開発 | 小規模多機能居宅介護 「こうせいきょく」 | 〇〇県〇〇市〇〇町△丁目△番△号 | | |
| ⑤施設(設備)種別 | ⑥建物構造 | ⑦処分に係る建物延面積 | ⑧建物延面積の全体 | ⑨定員 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 鉄筋コンクリート造 | 260m ² | 260m ² | 20名 | |
| ⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額) | ⑪国庫補助全体額 | ⑫総事業費 | ⑬国庫補助年度 | ⑭処分制限期間 | ⑮経過年数 |
| 15,000,000円 | 15,000,000円 | 25,000,000円 | 平成19年度 | 47年 | 3年 |
| ⑯処分の内容 | | | | ⑰処分予定年月日 | |
| 社会福祉法人D福祉会に譲渡し、同一事業を10年以上継続 | | | | 平成23年2月1日 | |
| ⑱譲渡予定額 (譲渡の場合) | ⑲評価額 | ⑳評価額の算出方法(いずれかに○) | | | |
| 20,000,000円 | 21,550,000円 | 定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額 | | | |

ケース②（有償譲渡）

このケースは、平成19年度に地域介護・福祉空間整備等施設整備費の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護施設を、(有)C開発が社会福祉法人D福祉会に**有償譲渡**する申請です。

※注意しなければならない点

- ① 補助事業者等：〇〇市が補助事業者で、(有)C開発が間接補助事業者です。
- ② 処分制限期間：このケースは、鉄筋コンクリート造の既存の建物を改修したのですが、処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び同法第14条第1項第2号の規程に基づき厚生労働大臣が定めたものですので、**建物が新築であっても改修されたものであっても、処分制限期間に違いはありません。**
- ③ 経過年数：補助目的の事業を開始してから譲渡する日の前日までが経過年数です。平成20年2月1日に開始し、平成23年2月1日に取り壊しを始めますので、処分予定年月日時点での経過年数は3年になります。
- ④ 財産処分納付額：

このケースは、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第4の1(2)①ア(ウ)により承認するものです。**財産処分納付金額は、譲渡額を基礎として算定しますが、上限額は残存年数納付金額となります。**

譲渡額を基礎として算定した額

ア 譲渡額 × (国庫補助額 ÷ 総事業費) = 12,000,000円

残存年数納付金額(上限)

イ 国庫補助額 × ((処分制限期間 - 経過年数) ÷ 処分制限期間)

= 14,042,553円

アとイのうち、安価な額が財産処分納付額となります。

(完了報告書が東海北陸厚生局に提出された後に、納付書が発行されます。)

ケース②（有償譲渡）

<添付書類>

様式1の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- (1) この事例は、間接補助事業ですので、(有)C開発が〇〇市に提出した財産処分の承認申請書の写しを添付してください。
- (2) 施設の種別、建物の構造、延べ面積、定員は、法人が市に提出した事業実績報告書に記載されていると思われます。確認できない場合は、以下の書類を提出してください。
建物の構造：建物の登記簿など構造がわかるもの
建物延面積： 同上
定員：パンフレットなど
- (3) 国庫補助額、総事業費に関する書類については、市が東海北陸厚生局に提出した事業実績報告書を添付してください。
- (4) 契約の予定が判る書類(契約書など)を添付して下さい。

ケース③（無償譲渡）

昭和63年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金
(厚生大臣 → G市)
国庫負担(補助)額 15,000,000円
総事業費 25,000,000円

施設名 G市こうせい保育所
所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
施設種別 保育所(定員60名)
建物構造 鉄筋コンクリート造り
建物延面積 300m²
処分の内容 社会福祉法人H福祉会に**無償譲渡**
補助事業開始年月日 平成元年04月01日
財産処分予定年月日 平成23年04月01日

ケース③（無償譲渡）

2 処分の概要

| ①補助事業者 | ②関節補助事業者 (間接補助の場合のみ) | ③施設名 | ④所在地 | | |
|----------------------------|-------------------------|----------------|------------------|-----------|-------|
| G市 | | G市立 こうせい保育所 | 〇〇県〇〇市〇〇町△丁目△番△号 | | |
| ⑤施設（設備）種別 | ⑥建物構造 | ⑦処分に係る建物延面積 | ⑧建物延面積の全体 | ⑨定員 | |
| 保育所 | 鉄筋コンクリート造 | 300㎡ | 300㎡ | 60名 | |
| ⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額) | ⑪国庫補助全体額 | ⑫総事業費 | ⑬国庫補助年度 | ⑭処分制限期間 | ⑮経過年数 |
| 15,000,000円 | 15,000,000円 | 25,000,000円 | 昭和63年度 | 47年 | 22年 |
| ⑯処分の内容 | | | | ⑰処分予定年月日 | |
| 社会福祉法人H福祉会に譲渡し、同一定員で同事業を継続 | | | | 平成23年4月1日 | |

ケース③（無償譲渡）

このケースは、昭和63年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金の交付を受けて整備した保育所を、G市が社会福祉法人H福祉会に**無償譲渡**する申請です。

※注意しなければならない点

① 補助事業者等：G市が補助事業者です。

② 処分制限期間：鉄筋コンクリート造の保育所、処分制限期間は、47年のケースです。

③ 経過年数：補助目的の事業を開始してから譲渡する日の前日までが経過年数です。
平成元年4月1日に開始し、平成23年4月1日に譲渡しますので、処分予定年月日時点での経過年数は22年になります。

※ 再処分に関する条件が付されないので、社会福祉法人H福祉会は再処分する際に申請・報告は不要です。

ケース③（無償譲渡）

＜添付書類＞

様式2の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- (1) 施設の種別、建物の構造、延べ面積、定員は、市が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類が添付できない場合は、譲渡契約書や保育所設置条例など、これらを証明できる書類を添付してください。
- (2) 国庫補助額、総事業費に関する書類については、交付決定通知書や確定通知書を添付することになっていますが、確認できない場合は、市の決算書や事業年報など、国庫補助額や総事業費が特定できる資料を添付して下さい。
- (3) 保育所の廃止に伴う保育所設置条例の改正(廃止)議案の議案書を添付してください。
- (4) 契約の予定が判る書類(契約書など)を添付して下さい。

V 参 考 资 料

財産処分納付金の額

I. 有償譲渡又は有償貸付

1. 地方公共団体の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体が行う次の財産処分（有償譲渡又は有償貸付）の財産処分納付金額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{譲渡額 又は 貸付額の合計の予定額} \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費(設置者負担分を含む)}}$$

- (ア) 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付
- (イ) (略)
- (ウ) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

上限額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{国庫補助額} \times \frac{\text{(処分制限期間－経過年数) 又は貸付年数}}{\text{処分制限期間}} \text{ (残存年数納付金額)}$$

- ② ①以外の有償譲渡又は有償貸付の財産処分納付金額は、**残存年数納付金額**とします。

2. 地方公共団体以外の者の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分（有償譲渡又は有償貸付）の財産処分納付金額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{譲渡額 又は 貸付額の合計の予定額} \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費(設置者負担分を含む)}}$$

評価額と比べて著しく低い場合は、譲渡額又は貸付額に代えて評価額で計算します。

(ア) 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付で、承認基準別表に掲げる事業を行う場合

(イ) (略)

(ウ) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

上限額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{国庫補助額} \times \frac{\text{(処分制限期間 - 経過年数) 又は 貸付年数}}{\text{処分制限期間}} \text{(残存年数納付金額)}$$

② ①以外の有償譲渡又は有償貸付の財産処分納付金額は、**残存年数納付金額**とします。

II. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金の額は、**残存年数納付金額**とします。

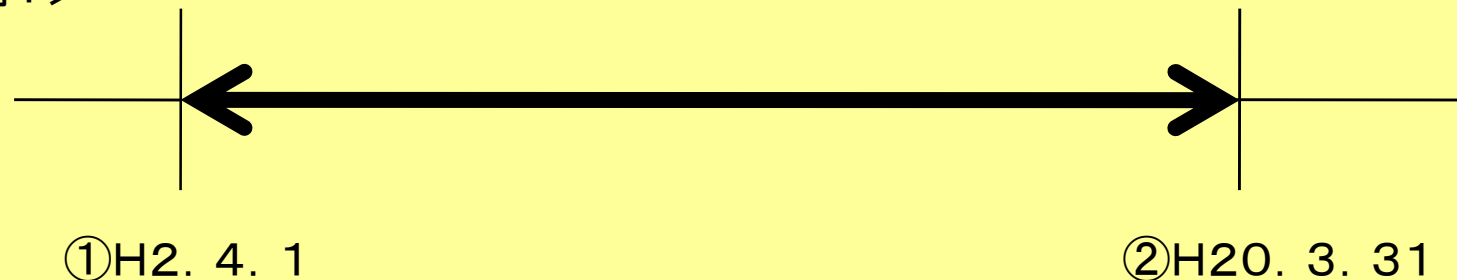
$$\text{国庫補助額} \times \frac{(\text{処分制限期間} - \text{経過年数}) \quad \text{又は} \quad \text{貸付年数}}{\text{処分制限期間}} \quad (\text{残存年数納付金額})$$

※ 抵当権が実行に移された際に納付する財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ方法で計算します。
(抵当権が実行に移された際に納付)

経過年数についてー1

- 補助事業等により取得した不動産や機械器具を、補助目的のために使用した期間のことを「**経過年数**」といいます。

<事例1>

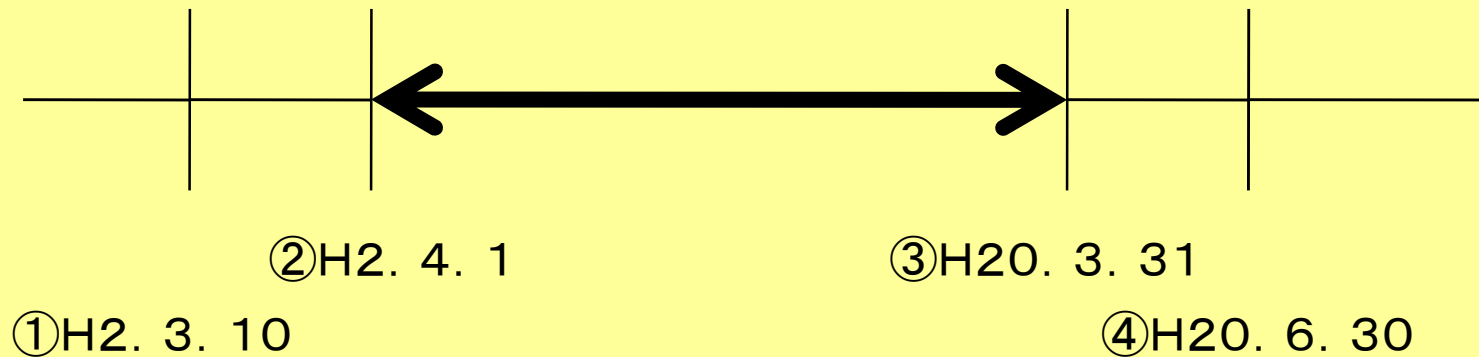


- ①: 補助財産の取得、補助目的事業の開始
- ②: 補助目的事業の取り止め、補助財産の取り壊し

この場合の経過年数は18年です。

経過年数について－2

<事例2>

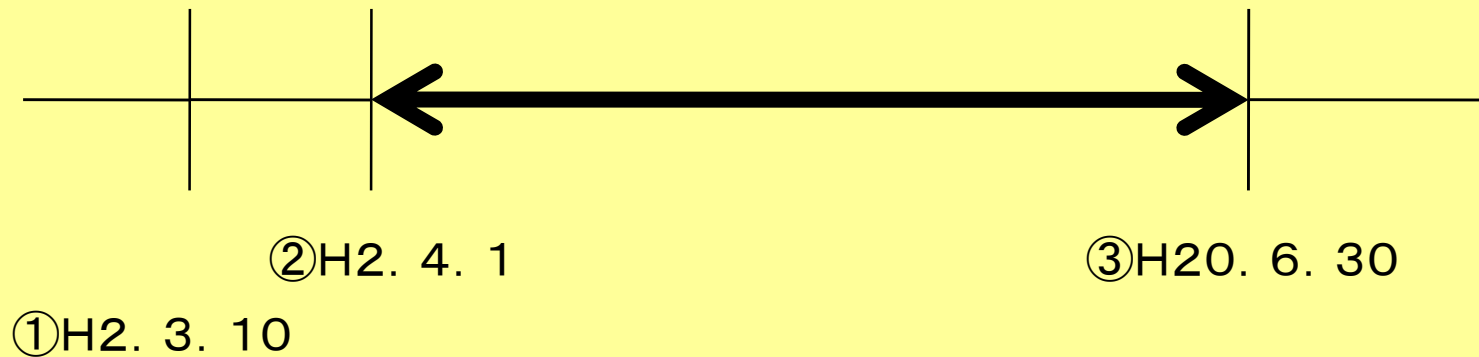


- ①: 補助財産の取得
- ②: 補助目的事業の開始
- ③: 補助目的事業の取り止め
- ④: 補助財産の取り壊し

この場合の経過年数は18年です。

経過年数について－3

<事例3>

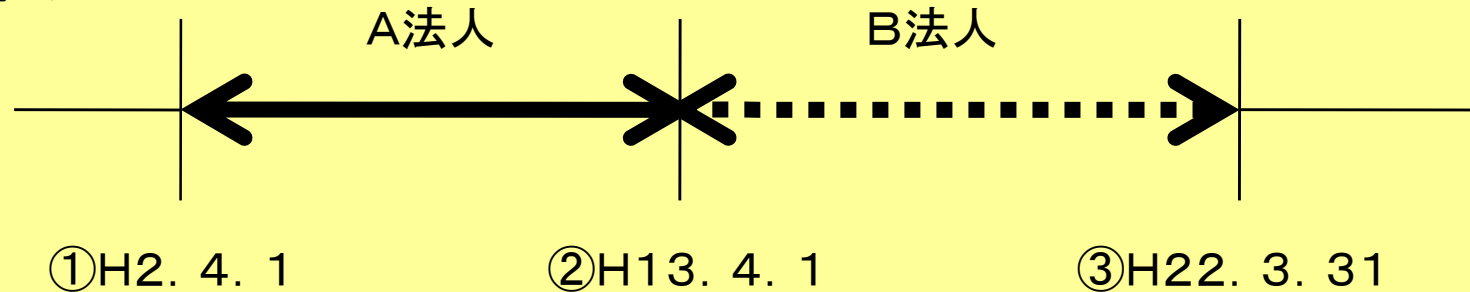


- ①: 補助財産の取得
- ②: 補助目的事業の開始
- ③: 補助目的事業の取り止め、補助財産の取り壊し

この場合の経過年数は18年です。
(18年3か月→1年未満は切り捨て)

経過年数について－4

<事例4>



- ①: 補助財産の取得、補助目的事業の開始(法人A)
- ②: 法人Aが補助財産を法人Bに無償譲渡(厚生労働大臣等の承認済み)
- ③: 補助目的事業の取り止め、補助財産の取り壊し(法人B)

この場合の経過年数は20年です。(①から③までの期間を通算)